〃	第三十二回	三億円	百円八十銭		
〃	第三十三回	五億円	百円四十四銭		
〃	〃	四億円	百円五十三銭		
〃	〃	五億円	百円五十五銭		
〃	〃	五億円	百円六十五銭		
〃	〃	四億円	百円七十五銭		
〃	〃	三億円	百円八十銭		
〃	第三十四回	二億円	百円八十銭		
〃	第三十六回	四億円	百円七十九銭		
〃	第三十七回	二億円	百円七十九銭		
〃	第三十八回	二億円	百円七十九銭		
〃	〃	一億円	百円九十五銭		
〃	第三十九回	一億円	百一円九銭		
〃	第四十一回	二億円	百一円四十九銭		
〃	第四十七回	四十億円	百一円七十五銭		
合計		六百二億円			

○財務省告示第百三十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、同項の特定災害として平成二十八年（二千十六年）熊本地震を指定し、次に掲げる地域を同項の特定災害により相当な損害を受けた地域として指定する。

平成二十八年四月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

指定地域
熊本県

○国税庁告示第九号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの（その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。）で、その期限が平成二十八年四月十四日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。

平成二十八年四月二十二日

国税庁長官　中原　広

○農林水産省告示第千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

指定地域
熊本県

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道増毛郡増毛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、虻田郡喜茂別町・ニセコ町・増毛町（以上三町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

喜茂別町・ニセコ町・増毛町（以上三町について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年九月三日農林水産省告示第千五百九十四号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県姶良郡湧水町幸田字山下二一四五の七、字谷口二一五五の四、字除ヶ場二一六八の一五、二一六八の二〇、字小瀬口二一七六の一五、字茸江二二〇七、字猪野二二〇八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成七年七月十日農林水産省告示第九百号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県薩摩郡さつま町柊野字二ツ山一四八四の一、一四九三の一、一四九三の二、字櫻ヶ葉山一五五二の二、字笹段一六四九の一、泊野字下川平四八三四の一、四八三四の四、四八三四の五、四八三四の七、四八三四の八、四八三五の二、四八四一、四八四二、四八九六の一、四八九六の二、四八九八の一、四八九八の三、四八九九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。